

# 広報伊根

2026

3

No.656



伊根町長賞

「新緑と舟屋」

本田 陽一 氏 (京都府 京丹後市)

今月の表紙

第23回伊根町観光写真  
コンテスト入賞作品

今月の

TOPICS

- 第23回伊根町観光写真コンテスト入賞作品のご紹介… 2.3
- 京都府の伝統芸能が一堂に 河見翁三番叟… 4
- 新たな門出、決意を胸に  
令和8年伊根町二十歳記念式… 5
- 地域医療を支えて70年  
本庄診療所が閉院します… 6

2026.3 No.656

## 人口の動き

| 人口及び世帯数<br>(3月1日現在) |          | 異動状況<br>(2月1日～2月28日) |    |    |    |    |
|---------------------|----------|----------------------|----|----|----|----|
|                     |          | 前月比                  | 増  | 減  |    |    |
|                     |          |                      | 転入 | 出生 | 転出 | 死亡 |
| 人                   | 男 904人   | 4                    | 4  | 1  | 0  | 1  |
|                     | 女 918人   | △1                   | 3  | 0  | 1  | 3  |
| 口                   | 計 1,822人 | 3                    | 7  | 1  | 1  | 4  |
| 世帯                  | 880世帯    | 5                    |    |    |    |    |

## おめでた

| おところ | おなまえ                  | 性別 | 保護者      |
|------|-----------------------|----|----------|
| 本庄上  | ふじ わら てん ま<br>藤 原 天 真 | 男  | 藤原 明生・音夢 |

## おくやみ

| おところ | おなまえ                    | 年齢  |
|------|-------------------------|-----|
| 高梨   | ます い て る こ<br>増 井 照 子   | 94歳 |
| 峠    | すず き き さ え<br>鈴 木 き さ え | 95歳 |
| 立石   | かぎ 鍵 きぬえ<br>キヌエ         | 85歳 |

※令和8年2月1日～令和8年2月28日届出分

この欄で紹介するおめでたとおくやみは、役場窓口で届出の際に希望されたもののみを掲載しています。

## きらきら★きつぽ



泉 朝陽(あさひ)ちゃん(2歳)  
泉 慶信さん・怜奈さんの長女(東平田)

いっぱい食べて、たくさん遊んで、  
元気に育てね

小学校入学前(就学前)のお子さんの写真「きらきら★きつぽ」の掲載写真を募集しています。  
保育所・保育園のお子さんの写真も大歓迎です。ぜひ、ご応募ください！お待ちしております。  
■お申込み・お問合せ 企画観光課企画係 ☎32-0502



## 不動産無料相談

北部不動産無料相談所  
綾部市駅前通2-3(京都銀行様西となり)JR綾部駅前から徒歩2分  
相談日:毎月第1・第3金曜日 相談時間:午後1時～3時30分  
※土日祝祭日を除く  
☎0773-40-2535(予約制)



広  
告

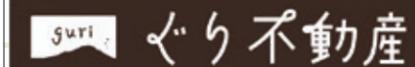
## ひとりで悩まず、弁護士へ。

丹後法律相談センター  
与謝野相談所  
0772-68-3080  
平日 9:15-16:30



## 空き家を活かそう 不動産の相談なら

伊根町 空家等管理活用支援法人 指定



(0772) 45-1671

## 公益社団法人 宮津与謝広域シルバー人材センター

60歳以上の健康で働く意欲のある方、お気軽にお電話下さい！

会員募集中

私達と一緒に働きませんか  
女性会員大歓迎!

☎(0772) 25-1560  
〒626-0041 宮津市宇崎賀 2174 番地の1 高齢者活躍人材確保成事業



伊根町は「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。

令和8年3月26日発行(毎月第4木曜日発行)  
※広報伊根は町ホームページからダウンロードすることができます。  
電子書籍ポータルサイト「KYOTO eBOOKS」からも閲覧することができます。  
URL: http://www.kyoto-ebooks.jp/

発行:伊根町  
編集:企画観光課企画係  
〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地  
☎0772-32-0502(直通) ☎0772-32-1333  
✉info@town.ine.lg.jp  
URL: https://www.town.ine.kyoto.jp





「宝石箱に咲く花」

柿原英治氏  
(大阪府高槻市)

伊根町商工会会長賞



「伊根湾の風景」

青木大祐氏  
(千葉県我孫子市)

伊根町観光協会会長賞

伊根町文化協会会長賞

「舟屋に昇る天の川」

萩原裕樹氏  
(広島県福山市)



# 伊根の絶景、光る一枚!

2月10日(火)、ほっと館で第23回伊根町観光写真コンテストの審査会を開催しました。

伊根町の新たな観光資源を発掘し、その魅力を広くPRすることを目的に、平成6年から30年にわたり実施している本コンテスト。今年度は51名の写真愛好家の方々から合計118点の応募があり、小林賢司審査員長(日本

写真家協会会員)、伊根町長、各後援団体長など6名の審査員が厳正な審査を行い、次のおとり入賞作品を決定しました。

入賞作品は、伊根町文化振興・多世代交流施設「伊根の杜」で令和8年3月9日～5月15日まで展示するほか、観光PR等に使用します。

※伊根町長賞は表紙に掲載しています



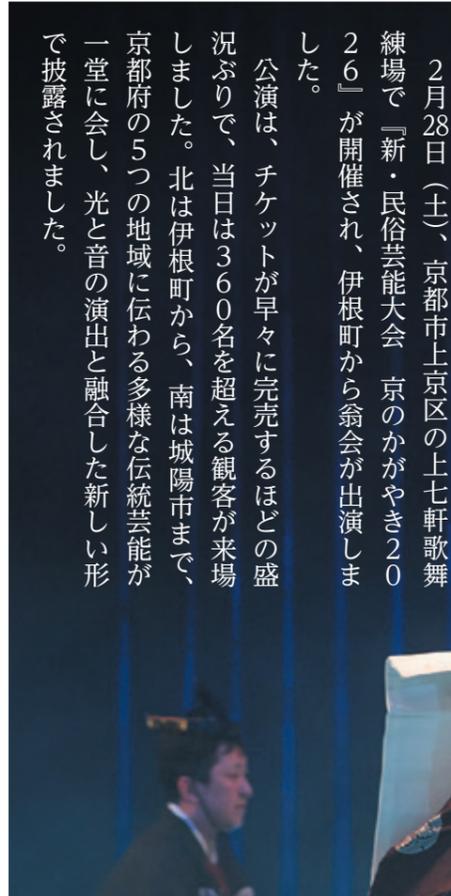
「伊根湾に揺らぐ夏の記憶」

西田達哉氏  
(京都市京丹後市)

京都新聞賞

京都府の伝統芸能が一堂に

河来見翁二番叟



2月28日(土)、京都市上京区の上七軒歌舞練場で『新・民俗芸能大会 京のかがやき2026』が開催され、伊根町から翁会が出演しました。公演は、チケットが早々に完売するほどの盛況ぶりです。当日は360名を超える観客が来場しました。北は伊根町から、南は城陽市まで、京都府の5つの地域に伝わる多様な伝統芸能が一堂に会し、光と音の演出と融合した新しい形で披露されました。



出番前に町長が激励



公演の様子

令和8年伊根町二十歳記念式



3月15日(日)、ほっと館で令和8年伊根町二十歳記念式を開催しました。

今年度、二十歳という人生の節目を迎えたのは9名。当日は、彼らの成長を見守ってこられた方々や、母校の恩師もお祝いに駆けつけました。

式典では、吉本町長が「人生一度きり、自分の人生の主役は自分、大いなる志を抱いて、人生の一コマ一コマに意欲と気概を持って臨んでください。」と激励の言葉を贈りました。

これに対し、出席者を代表して森田美珠姫さんが「私たちは今後も、友と互いに励ましあい、助け合いながら、ふるさと伊根町を決して忘れることなく、自らの夢の実現に向けて邁進していく決意であり、ます。」と、力強く謝辞と決意を述べられました。

新たな門出、決意を胸に



生まれ育った伊根町での絆を胸に、新たな一歩を踏み出した皆さんが切り拓く未来が、希望に満ちた輝かしいものになることを心よりお祈りいたします。

二十歳の皆様、おめでとうございます。

優しさと思いやりの心を育む伊根保育園で「人権の花」感謝状贈呈式

2月25日(水)、伊根保育園で「人権の花」運動の感謝状贈呈式が行われました。この運動は、こどもたちが協力して花を育てることを通じて、生命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を育むことを目的としています。

同園では、昨年10月16日に「丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会」から京都府の人権の花である「すいせん」の球根の贈呈を受けました。その後、園児たちがすいせんを大切に育ててきた取り組みに対して、このたび感謝状が贈られました。



京都地方法務局宮津支局 尾崎支局長から感謝状を受けとる伊根保育園 井上園長



# 地域医療を支えて70年 本庄診療所が閉院します



本庄診療所は、昭和29年11月に本庄宇治で開設し、平成10年4月に現在の本庄上へ新築移転しました。開設以来、本庄宇治で43年、本庄上で27年、あわせて70年と5ヶ月にわたり地域医療の拠点として診療を続けてきましたが、この度、令和8年3月末をもって閉院することになりました。

長年にわたる皆様のご厚情に、心より感謝いたします。

なお、閉院後も歯科診療は現在の本庄診療所施設で受診いただけます。

内科等の医科診療は、伊根診療所での対応となりますのでご注意ください。

閉院後の診療体制(令和8年4月以降)

【医科(内科など)】  
伊根診療所(伊根町字日出646番地)にご来院ください。

【歯科】  
現在の施設(本庄診療所)で継続して受診できます。  
火曜日 午後のみ(要予約)  
☎33-0413

## 令和9年4月に再編する伊根町立小学校の名称を募集します！

現在2校ある伊根町立小学校は、令和9年4月に、新しい小学校として1つに再編されます。この「再編」という言葉には、どちらか一方の小学校が他方の小学校を結合する形ではなく新たな学校を「創立」という根本的な考え方が込められています。再編された新小学校が未来に向けて新たな一歩を踏み出せるように、また、皆様から末永く愛される学校となりますよう幅広く校名を募集します。

たくさんのご応募をお寄せいただければ幸いです。

公募の要領は、次のとおりです。

### 応募資格

令和8年4月9日現在で伊根町に住所を有する個人

### 応募方法

応募用紙の提出または応募フォーム(QRコード)からの回答

※回答用QRコードを印刷した応募用紙は、4月に戸別配布及びいねばんで配信を予定しています。また、伊根の杜、本庄地区コミュニティセンター及び伊根町教育委員会窓口で配架します。

### 募集期間

令和8年4月9日(木)から5月11日(月)まで

※書面による提出の場合は、締切日必着

### 応募上の注意事項

- 注意事項をご確認の上、ご応募ください。
- ・ 応募者本人が考えたものを応募してください。(他者の権利を侵害しないもの)
  - ・ 1回の応募では、1つの校名案としてください。(1回で複数の応募はできません。)
  - ・ 一人の個人からの応募は5点までとしてください。(6点目以降の応募は集計の対象としません。)
  - ・ 応募に係る費用は、個人負担とします。
  - ・ 応募に際し記載していただいた個人情報、校名選考以外には使用しません。
  - ・ 決定された名称に関する一切の権利は、伊根町教育委員会に帰属するものとします。

### 選考の視点

校名は、次の視点から選考します。単に応募数の多い校名を選ぶものではありません。

- ・ 「みんなが創る ええまち 伊根町」を感じられる校名
- ・ 住民が誇りと愛着を持てる校名
- ・ 伊根町の歴史、文化を感じられる校名
- ・ 明るく未来志向が感じられる校名
- ・ 夢に向かってチャレンジする子どもたちが連想できる校名

### 選考の方法

校名の選考の流れは、左記のとおりです。

(1) 公募  
募集期間内で小学校の名称を公募します。

(2) 一次選考  
教育委員会事務局で応募要件の確認、同名の名称の有無、商標権等の確認等を行った後、伊根町立小学校再編準備委員会で校名案を30案程度に絞ります。

※応募総数により、絞り込む案の数は前後する場合があります。

(3) 二次選考  
一次選考で選ばれた校名案の中から、伊根町教育委員会で10案程度選びます。

(4) 三次選考  
二次選考で選ばれた校名案の中から、伊根町長、副町長及び教育長の3者により校名案を決定します。

(5) 議会への提出  
伊根町議会に伊根町立小学校の名称変更に係る議案を提出し、最終決定します。

(6) 校名の変更時期  
令和9年4月から新たな校名になります。

【担当・応募書類提出先】  
〒626-0493  
伊根町字日出651番地  
伊根町教育委員会事務局  
学校教育係



国保運営協議会を開催しました

1月28日(水)、伊根町国民健康保険(国保)運営協議会が開催されました。同協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議する機関で、被保険者代表、医療関係者代表、公益代表の計9名の委員で構成されています。

今年度2回目となる今回の会議では、「令和8年度国保事業計画」及び「令和8年度国保税の賦課」について審議が行われました。吉本町長から諮問された「令和8年度国保税の賦課」については、慎重な審議の結果、賦課目標額を一部引き上げることが確認され、2月24日(火)、長谷川会長から町長へ答申書が手渡されました。今後とも安定した国保運営を継続するため、町民の皆様には医療の適正受診や保険料の期限内納付等のご協力をお願いいたします。



吉本町長へ答申書を手渡す長谷川会長

Table with 3 columns: 諮問項目, 令和7年度, 令和8年度. Rows include 賦課目標額 (医療分), 賦課目標額 (後期支援分), 賦課目標額 (介護納付金分), 賦課目標額 (子ども・子育て支援金分), 課税限度額, 基礎賦課額課税限度額, 子ども・子育て者支援金課税限度額, 5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額, 2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額.

上下水道事業審議会 料金据え置きを答申

簡易水道料・下水道使用料、現行料金維持へ



吉本町長へ答申書を手渡す白須会長(中央)と坂田副会長(左)

今回の審議会では、会長に白須剛氏、副会長に坂田一弘氏が選出され、慎重審議の結果、近年の物価高騰や人口減少による厳しい経営環境下にあっても、「簡易水道料金及び下水道使用料の据え置きは妥当である」との判断に至りました。

一方で、将来にわたり事業を安定的に継続するため、特に下水道使用料については、料金改定を含む資金調達の手段を早期に検討する必要があるとの考えが示されました。

また、今後も業務の効率化に努めるとともに、定期的に審議会を開催して経営状況を精査すること等の付帯意見が添えられ、2月16日(月)、吉本町長へ答申書が手渡されました。

なお、伊根町では、平成26年度に簡易水道料金を、平成28年度に下水道使用料をそれぞれ値下げしています。



将来も安心な水を

簡易水道・下水道事業「経営戦略」を改定

人口減少や施設の老朽化が進む中、将来にわたり安定して水道・下水道サービスを提供するため、簡易水道事業及び下水道事業の経営戦略を改定しました。

今回の改定では、令和7年度から令和16年度までの10年間に予測される厳しい経営環境を見据え、経営の効率化を図るとともに、老朽化対策に必要な工事費や維持管理費を予測し、長期的な視点に立った投資・財政計画を定めています。内容としては、人口減少に伴い料金収入の減少が見込まれることからさらなる経営改善を行った上で料金の在り方を検討していくこととしていきます。

詳細は、役場地域整備課及びホームページにて公表していますので、ご確認ください。

ホームページはこちら



福祉医療受給者証として「マイナンバーカード」を利用できます

3月下旬から、一部医療機関等において、マイナ保険証で福祉医療費の受給資格者情報のオンライン資格確認ができるようになります。

受診の際に、窓口の端末でマイナ保険証を読み取ることで資格確認ができるため、紙の受給者証の提示が不要になります。

■伊根町で使える場所は？

「伊根診療所」で利用可能です。

※その他の医療機関については、各病院・薬局へお問い合わせください。

■対象となる制度

- ・健やか子育て医療費助成(中学生まで)
・一人親家庭医療費助成
・障害者(児)医療助成
・老人医療費助成

※重度心身障害老人健康管理事業は対象外です。

■ご注意ください！

紙の受給者証は廃止せず、引き続き交付します。未対応の医療機関もありますので、病院へ行くときは必ず「紙の受給者証」もご持参ください。

・制度の利用には、保険証利用登録済のマイナンバーカード(マイナ保険証)が必要です。

【お問合せ】

住民生活課 医療係 ☎3210503

いねばん・いねタクの使い方講習会を行いました！

伊根町老人クラブさんにお招きいただき、いねばんの使い方、いねタクの予約方法等の講習会を行いました。

いねばんからゴミの回収予定表や診療所の診察日を確認したり、いねタクの予約を実際に操作していただきました。



「いねばんやいねタクの使い方がわからない」、「講習会を開催してほしい」などのご相談、ご要望は役場企画観光課(☎32-0502)へご連絡ください。

国民健康保険に関するお知らせ

資格確認書、マイナ保険証、各種届出について

「資格確認書」には有効期限があります

令和6年12月2日以降、従来の国民健康保険被保険者証は廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちでない方には、代わりに「資格確認書」を交付しています。

現在お届けしている資格確認書の有効期限は、令和9年3月31日（75歳に到達される方は誕生日の前日）までとなります。

便利で安心！マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証には、次のようなメリットがあります。

まだ登録がお済みでない方は、ぜひご検討ください。

●より良い医療が受けられます

過去の診療情報や健診結果を医師と共有でき、検査や投薬の重複を防げます。

●高額な窓口負担が不要に

「限度額適用認定証」等がなくても、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

●確定申告が簡単に

マイナポータルで医療を受けた記録が確認でき、領収書の提出が不要になります。

●救急現場でも活躍

搬送中の適切な処置や搬送先の選定に活用されます。

国保の加入・脱退は14日以内に届出を

就職や退職、転出入などで健康保険が変わる場合は、14日以内に役場へ届け出てください。

※マイナ保険証をお持ちの方も、役場での手続きが必要です。

届出が必要なとき

国保に加入するとき

（具体的なケース）



・転入したとき

・職場の健康保険をやめたとき

・子どもが生まれたとき

国保をやめるとき

（具体的なケース）

・転出するとき

・職場の健康保険に加入したとき

・死亡したとき

【注意！】

期限内に加入や脱退の届出をしなかった場合、保険税（料）の二重払いや無保険状態になる恐れがありますので、必ず手続きをしてください。

子育てを社会全体で支えるために

令和8年4月開始

「子ども・子育て支援金制度」

が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、少子化対策の財源を安定的に確保するため、公的医療保険に加入する全世代・全経済主体（被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）から、医療保険料とあわせて所得に応じて拠出を求める新しい制度です。

制度の開始に伴い、伊根町の国民健康保険、後期高齢者医療制度においても令和8年4月から、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が保険税（料）に加わります。



子ども・子育て支援金制度Q&A

Q:いつから徴収されますか？

A:令和8年4月分から徴収されます。

※実際の年間の保険税（料）額については、前年の所得が確定した後の「7月」に通知書でお知らせします。

Q:どのように徴収されますか？

A:国保税または後期高齢者医療保険料とあわせて徴収します。別途手続は必要ありません。

Q:なぜ医療保険と一緒に徴収されるのですか？

A:国民健康保険を含む全ての医療保険者は、子ども・子育て支援法に基づき、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を被保険者から徴収し、国に納付することが義務付けられたためです。

Q:子ども・子育て支援納付金は何に使われますか？

- A:主に以下の6つの事業に充てられます。
- ①児童手当の拡充
- ②妊婦のための支援給付
- ③子ども誰でも通園制度
- ④出生後休業支援給付
- ⑤育児時短就業給付
- ⑥育児期間中の国民年金保険料免除



その他、制度の詳しい内容は、こども家庭庁のホームページをご確認ください。



【お問合せ】

伊根町住民生活課 医療係 ☎32-0503

大学などに進学する方へ（マル学制度）

進学のために伊根町外へ転出する場合でも、生計が親元（伊根町の世帯）と同一であれば、引き続き伊根町の学生用の国民健康保険に加入できる特例制度（マル学）があります。

マル学の場合、住所は伊根町外になりますが、国民健康保険の資格は転出前に所属していた世帯の加入者となりますので、転出先の市区町村で新たに国民健康保険に加入する必要はありません。また、マル学の方の国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主にこれまでどおり課税されます。

マル学の加入や脱退には届出が必要ですが、左記の表をご確認の上、住民生活課医療係までお越しください。

【手続きに必要なもの】

進学により転出するとき

- ・国民健康保険資格確認書（お持ちの場合のみ）
- ・在学証明書や学生証（写しでも可）など入学の事実が確認できる書類

すでに進学のため転出している方が新たに国民健康保険に加入するとき（例：親が会社を退職し社会保険を喪失したので、新たに国民健康保険に加入するとき）

・資格喪失証明書など社会保険喪失の事実が確認できる書類

・在学証明書や学生証（写しでも可）など入学の事実が確認できる書類

社会保険等、他の健康保険に加入された場合

・国民健康保険資格確認書（お持ちの場合のみ）

・社会保険資格確認書（共済組合員証等）又は資格情報のお知らせなど資格取得日のわかるもの

返還手続に必要なもの（例：卒業などで学生でなくなった場合）

・国民健康保険資格確認書（お持ちの場合のみ）

高額療養費の申請はお早めに

1か月（1日から末日まで）の医療費が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。

申請期限は診療月から2年です。期限を過ぎると支給されませんので、ご注意ください。

★窓口負担を抑えるには？

「マイナ保険証」または「限度額適用認定証（※）」を医療機関の窓口で提示すれば、支払いは自己負担限度額までとなります。

（※住民税非課税世帯の方は「限度額適用標準負担額減額認定証」）

# 町職員給与と職員数のあらし

町職員の給与と職員数のあらしをお知らせします。  
 このうち診療所、簡易水道、訪問看護などの特別会計職員を除く普通会計から給与を支給している職員の給与と、特別職（町長、副町長、議会議員など）の報酬を「令和7年地方公務員給与実態調査」などをもとに公表します。  
 なお、ここでお知らせする給与は、すべて税金や各種保険料などを差し引く前の額です。

## ◎人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

| 住民基本台帳人口<br>(令和6年1月1日) | 歳出額 A           | 人件費 B         | 人件費率<br>B/A | (参考)<br>5年度の<br>人件費率 |
|------------------------|-----------------|---------------|-------------|----------------------|
| 人<br>1,901             | 千円<br>3,888,217 | 千円<br>685,933 | %<br>17.64  | %<br>15.04           |

※令和6年度決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職員のほか、町長などの給与、会計年度任用職員の給与・報酬、議会議員・消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

## ◎職員給与費の状況(令和6年度普通会計決算)

| 職員数<br>A | 給与費           |              |              |               | 1人あたりの<br>給与費B/A |
|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|------------------|
|          | 給料            | 職員手当         | 期末・勤勉手当      | 計 B           |                  |
| 人<br>63  | 千円<br>207,207 | 千円<br>30,258 | 千円<br>87,152 | 千円<br>324,617 | 千円<br>5,153      |

※令和6年度普通会計からみた職員給与の内訳です。給与費等は決算額です。

## ◎職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (令和7年4月1日時点)

| 区分  | 一般行政職        |              |           | 技能労務職        |              |           |
|-----|--------------|--------------|-----------|--------------|--------------|-----------|
|     | 平均給料月額       | 平均給与月額       | 平均年齢      | 平均給料月額       | 平均給与月額       | 平均年齢      |
| 伊根町 | 円<br>321,617 | 円<br>381,879 | 歳<br>40.4 | 円<br>245,700 | 円<br>278,032 | 歳<br>55.4 |
| 国   | 円<br>332,237 | 円<br>414,480 | 歳<br>41.9 | 円<br>294,567 | 円<br>337,907 | 歳<br>51.3 |

※職員の平均給与月額及び平均年齢を国家公務員と比較したものです。  
 一般行政職とは、医療職、福祉職など専門職を除く職種です。  
 技能労務職とは、用務員、給食調理員などの職種です。

## ◎職員の初任給等の状況 (令和7年4月1日時点)

| 区分    | 給料月額 | 備考       |
|-------|------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒  | 220,000円 |
|       | 高校卒  | 188,000円 |
| 技能労務職 | 高校卒  | 185,700円 |

## ◎職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日時点)

| 区分       | 一般行政職    |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
|          | 大学卒      | 短大卒      | 高校卒      |
|          | 平均給料     | 平均給料     | 平均給料     |
| 1年未満     | 220,000円 |          |          |
| 1~2年未満   | —        |          |          |
| 2~3年未満   |          |          |          |
| 3~5年未満   | 237,000円 |          |          |
| 5~7年未満   | —        |          |          |
| 7~10年未満  | 262,800円 |          |          |
| 10~15年未満 | 298,200円 | 267,700円 | 253,800円 |
| 15~20年未満 | 322,200円 |          |          |
| 20~25年未満 | 377,700円 | —        |          |
| 25~30年未満 | 379,500円 | 371,500円 |          |
| 30~35年未満 | —        |          | 402,000円 |
| 35年以上    | —        |          | 395,300円 |

※職員数が少ない区分については非公表としています。  
 (参考) ラスパイレス指数  
 給与水準を示す目安として「ラスパイレス指数」という指標があります。これは、国家公務員の給料を100として一定の計算式で算出し、地方公務員の給料を表すものです。  
 なお、令和7年の伊根町職員の指数は、97.3となっています。

## ◎級別職員数の状況(一般行政職) (令和7年4月1日時点)

| 区分 | 標準的な職務内容                | 職員数 | 構成比   |
|----|-------------------------|-----|-------|
| 6級 | 課長・教育次長                 | 6人  | 12.5% |
| 5級 | 主幹・会計管理者<br>議事事務局長・課長補佐 | 8人  | 16.7% |
| 4級 | 係長                      | 8人  | 16.7% |
| 3級 | 主任・主任技師                 | 11人 | 22.9% |
| 2級 | 主事・技師                   | 11人 | 22.9% |
| 1級 | 主事(補)・技師(補)             | 4人  | 8.3%  |

※職員の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。  
 ※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合があります。

## ◎期末・勤勉手当の支給率 (令和7年度)

| 区分   | 支給率        | 備考   |
|------|------------|------|
| 期末手当 | 年間 2.525月分 | 国と同じ |
| 勤勉手当 | 年間 2.125月分 |      |

※職務の級等による加算措置あり。

## ◎退職手当と支給率 (令和7年4月1日時点)

| 区分    | 自己都合      | 応募認定・定年     | 備考   |
|-------|-----------|-------------|------|
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 国と同じ |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分  |      |
| 勤続30年 | 34.7355月分 | 40.80375月分  |      |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.70900月分  |      |
| 最高限度額 | 47.7090月分 | 47.70900月分  |      |

※早期退職募集制度による加算措置あり。  
 「京都市町村職員退職手当組合」の条例で定められているとおりです。

## ◎その他の手当 (令和6年度決算額)

| 手当名     | 支給実績額        | 手当の概要  |
|---------|--------------|--|
| 管理職手当   | 千円<br>11,027 | 課長補佐級以上の職員に支給<br>(役職に応じて40,100円から72,700円)                        |
| 扶養手当    | 千円<br>5,699  | 配偶者 6,500円<br>子 10,000円<br>特定期間の加算(15歳~22歳) 5,000円<br>父母等 6,500円 |
| 住居手当    | 千円<br>3,166  | 借家の家賃(16,000円を超える場合)に応じて支給<br>上限28,000円                          |
| 通勤手当    | 千円<br>6,137  | 自動車などの利用<br>(片道2km以上 2,000円~31,600円)                             |
| 時間外勤務手当 | 千円<br>9,532  | 給料月額×12ヶ月×支給割合<br>(1週間当たりの勤務時間×5週)-1年間における休日の時間数                 |
| 宿日直手当   | 千円<br>537    | 1回 4,400円  |

## ◎特別職の報酬等の状況

| 区分   | 令和7年度 | 令和6年度    |          |
|------|-------|----------|----------|
| 給料   | 町長    | 690,000円 | 690,000円 |
|      | 副町長   | 563,000円 | 563,000円 |
|      | 教育長   | 527,000円 | 527,000円 |
| 報酬   | 議長    | 262,000円 | 262,000円 |
|      | 副議長   | 199,000円 | 199,000円 |
|      | 議員    | 170,000円 | 170,000円 |
| 期末手当 | 町長    | 3.5月分    | 3.45月分   |
|      | 副町長   |          |          |
|      | 教育長   |          |          |
|      | 議長    |          |          |
|      | 副議長   |          |          |
| 議員   |       |          |          |

| 区分         | (算定方式)             | (1期の手当額) | (支給時期) |
|------------|--------------------|----------|--------|
| 町長         | 給料月額×在職年数×100分の530 | 1,462万円  | 任期毎    |
| 副町長        | 給料月額×在職年数×100分の315 | 709万円    | 任期毎    |
| 教育長        | 給料月額×在職年数×100分の270 | 426万円    | 任期毎    |
| ※退職手当組合に加入 |                    |          |        |

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月※教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## ◎部門別職員数の状況 (各年4月1日時点)

| 部門        | 職員数(人) |      |      |     |
|-----------|--------|------|------|-----|
|           | 令和7年   | 令和6年 | 令和5年 |     |
| 一般行政部門    | 議会     | 1人   | 1人   | 1人  |
|           | 総務     | 19人  | 17人  | 18人 |
|           | 税務     | 4人   | 4人   | 4人  |
|           | 民生     | 17人  | 18人  | 18人 |
|           | 衛生     | 5人   | 5人   | 5人  |
|           | 農林水産   | 6人   | 5人   | 5人  |
|           | 商工     | 2人   | 2人   | 2人  |
|           | 土木     | 4人   | 4人   | 4人  |
|           | 小計     | 58人  | 56人  | 57人 |
|           | 特別行政部門 | 教育   | 7人   | 6人  |
| 公営企業等会計部門 | 水道     | 2人   | 2人   | 2人  |
|           | 下水道    | 0人   | 0人   | 0人  |
|           | その他    | 11人  | 10人  | 10人 |
| 小計        | 13人    | 12人  | 12人  |     |
| 合計        | 78人    | 74人  | 75人  |     |

※診療所3人、訪問看護4人、国保2人、介護保険等2人は公営企業等会計部門「その他」に含まれています。  
 ※この表の職員数と「◎級別職員数の状況」などの職員数とは区分が異なるため一致しません。

## ◎職員の福利厚生事業 (令和6年度決算額)

地方公務員法の規定により、地方公共団体は、職員のための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

| 加入制度            | 共済制度        | 掛金(職員)     | 65,757千円 |
|-----------------|-------------|------------|----------|
| 加入団体            | 京都市町村職員共済組合 | 負担金(事業主)   | 81,650千円 |
| ○短期給付           | ○長期給付       | ○福祉事業      |          |
| ・保険給付(病気・ケガ他)   | ・退職等年金給付    | ・巡回健診      |          |
| ・休業給付(出産・育児休業他) | ・障害厚生年金     | ・人間ドック     |          |
| ・災害給付(災害見舞他)    | ・遺族厚生年金     | ・宿泊利用助成    |          |
|                 | ○貯金事業       | ・ライフプラン講座他 |          |
|                 | ○貸付事業       | ○グループ保険    |          |

| 加入制度 | 福利厚生事業     | 掛金(職員)   | 3,473千円 |
|------|------------|----------|---------|
| 加入団体 | 京都市町村職員厚生会 | 負担金(事業主) | 1,737千円 |

| ○総合スポーツ大会   | ○自己啓発等支援事業 | ○給付事業    |
|-------------|------------|----------|
| ・軟式野球大会     | ・所属所厚生事業助成 | ・結婚・子育て金 |
| ・バレーボール大会   | ・カフェテリアプラン | ・療養見舞金   |
| ・スポーツ健康交流大会 | ・生涯生活設計講座  | ・災害見舞金   |
| ・丹後半島駅伝大会   | 他          | ・傷害見舞金   |
|             |            | 他        |



## 元気な ぽれぽれっ子

### おひな様こんにちは

3月3日(火)、桃の節句に合わせてひな祭り会をしました。

この日の主役は、親子で協力して作った「ココロコびな」。フラワーペーパーを使った手作りのおひな様です。

こどもたちが一生懸命描いたココロコびなの顔は、どれもあどけなく個性的。こどもたちの健やかな成長と幸せを願っておひな様を飾り、「かわいいね」とみんなで笑い合いました。

飾りつけがひと段落したら、ひなあられや白酒代わりのカルピスもお供えて、お祝いのひととき。ひなあられに興味津々なこどもたちと、見守るお母さんたちの交流も深まり、室内は終始、温かい空気に満ちていました。

歌やゲームも楽しみ、時には笑い、時には冷や汗(?)、そしてちょっぴり恥ずかしさも。

親子でいろいろな感情を共有しながら、心に残るひな祭りとなりました。



伊根町子育て支援センターぽれぽれ  
☎32-0082



全国すべての事業所・企業が対象です



## 経済センサス 活動調査



- 経済センサスー活動調査は、全国すべての事業所・企業が対象です。
- 調査のしくみ
  - ・ 支所を有さない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所へは、4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ぜひインターネットでご回答をお願いします。インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に都道府県知事が任命する調査員がお伺いして紙の調査票を配布します。インターネットでご回答いただくか、記入した紙の調査票を調査員に提出してください。
  - ・ 支所を有する企業等へは、5月頃に本社宛てにインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、支所の分も含めてインターネット又は郵送でご回答ください。
- 回答いただいた内容は、「統計法」により、国が適正に管理します。秘密の保護には万全を期しており、統計法により統計作成目的以外（例えば徴税資料など）に使用することは絶対にありませんので、安心してご回答ください。
- 調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。
- ご不明な点がございましたら、総務課総務係（☎32-0501）へご連絡ください。

回答はインターネットが  
おすすめです。

令和8年6月1日

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索

総務省・経済産業省・京都府・伊根町

### 丹海路線バス全エリアで タッチ決済・QRコード決済開始

丹後海陸交通(株)が運行する路線バス全エリア(高速バス、成相寺登山バスを除く)において、クレジットカード等のタッチ決済及びQRコード決済のサービスが開始されます。

○ サービス提供開始日  
令和8年4月1日(水)

○ サービス導入エリア

路線バス全エリア(高速バス、成相寺登山バスを除く)※宮津市・京丹后市・伊根町・与謝野町にまたがる路線

○ ご利用可能なキャッシュレス決済手段

① タッチ決済

(クレジットカード・デビット・プリペイド)

② QRコード決済 (PayPay、楽天ペイ等)  
※ご利用可能なキャッシュレス決済手段、ご利用方法の詳細については左記のQRコードからご確認ください。

※現金でのお支払いも引き続きご利用いただけます。



丹後海陸交通(株)  
ホームページ



年金相談・お手続きの際はご利用ください。

## 年金相談の予約

予約するとお客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！

### インターネット予約なら…

- ・夜間・休日にも相談の予約ができます。
- ・相談する日の前日にメールでお知らせが届きます。

### ▼ご予約はこちらから

(翌々開所日以降の予約ができます。)

|  |  |   |
|--|--|---|
| <b>スマートフォン<br/>携帯電話から予約</b><br> | <b>パソコンから予約</b><br><input type="text" value="日本年金機構 予約相談"/><br><a href="https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0202SCR.do">https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0202SCR.do</a> | <b>インターネット予約の<br/>受付時間</b><br><b>土日祝日を含め毎日<br/>8:00～23:30</b><br><small>※システムメンテナンスにより<br/>停止することがあります。</small> |
|--|--|---|

令和6年1月より、**高齢年金に加え、障害年金・遺族年金・未支給年金の相談がインターネットでも予約が可能になりました。**  
インターネット環境のない方は、下記の電話をご利用ください。

### お電話で予約する場合

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>ナビダイヤル<br/>0570-05-4890</b><br><small>ナビダイヤルは、通話料定額プランの対象外です。</small> | <b>(東京)<br/>03-6631-7521</b><br><small>050 から始まる電話または、国際電話<br/>からおかけになる場合</small> | <b>電話予約の受付時間</b><br><b>月～金(平日)<br/>8:30～17:15</b><br><small>(土日祝日、年末年始を除く)</small> |
|--|---|--|

 ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳など)をお手元にご準備ください。

#### 予約受付専用電話およびねんきんダイヤルを利用する方へ

- ・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「(東京)03-6631-7521」「(東京)03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になるケースが発生しています。かけ間違いにご注意ください。

#### よくあるご質問にお答えします

- Q1** 相談を希望する日の何日前まで予約を申し込むことができますか？  
**A1** インターネット予約では相談を希望する日の前々日まで、予約受付専用電話では前日まで受付しています。
- Q2** 年金事務所へ行くことが困難です。代理の者が年金事務所でお手続きすることはできますか？  
**A2** 代理の方のお手続きも可能です。その場合、ご本人からの委任状が必要です。  
 ○相談窓口にお持ちいただくもの  
 ・ご本人からの委任状  
 ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証、個人番号カードなど)  
※委任状の様式は日本年金機構ホームページに掲載しています。ご活用ください。  
 なお委任状の記載項目はもれなく記入してください。



## 住宅火災は

「ちょっとした**不注意**」から!

 **これだけは守ろう! 3つのポイント**



- ・火を使っているときはその場から離れない!
- ・使った後は指さし確認!



- ・ストーブの周りに物を置かない!
- ・コンセントやコードのほこりを掃除する!



- ・寝室、台所に設置!
- ・定期的に点検を実施する!



知ってる? **PSE** マーク!



私たちが毎日使う電化製品には、日本の安全基準を満たしていることを示す「PSEマーク」が表示されています。ご自宅の電化製品の本体や箱にある「丸」や「ひし形」の「PSEマーク」を必ず確かめましょう。

2月の救急件数6件 (伊根町)

|    |    |     |
|----|----|-----|
| 急病 | 交通 | その他 |
| 4件 | 0件 | 2件  |

←一言コメント>

季節の変わり目の体調管理に気をつけましょう。

宮津与謝消防署橋北分署  
 ☎(46)-1197 📠(46)-1198  
 ✉kyouhoku@miyayo119.jp

